

議案第 139 号

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び伊賀市債権管理条例の一部改正について

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び伊賀市債権管理条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 29 年 11 月 30 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び伊賀市債権管理条例の一部を改正する条例

(伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例 (平成 26 年伊賀市条例第 32 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 2 条第 2 号」を「第 2 条第 4 号」に改め、同条第 2 号中「第 2 条第 4 号」を「第 2 条第 6 号」に改める。

第 3 条第 2 項中「第 2 条第 2 号」を「第 2 条第 4 号」に改める。

(伊賀市債権管理条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市債権管理条例 (平成 28 年伊賀市条例第 34 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 2 条第 2 号」を「第 2 条第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。